

午前 10時30分 開会

(山崎補佐) 定刻となりました。まことに恐れ入ります。今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。本審議会の会長の武居委員が、車の渋滞に巻き込まれまして、若干、遅れております。あと四、五分だと思しますので、恐れ入りますがお待ちいただくようお願いいたします。

それではこの間に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。申し遅れました。私、県の都市計画課課長補佐の山崎と申します。

それでは資料の確認です。本日の資料は全部で8点ございます。まず、本日の第224回福岡県都市計画審議会次第というものがございます。以下、次第に配付資料一覧として掲載をさせていただいておりますが、順に申し上げます。

一つ目は、第224回福岡県都市計画審議会議案でございます。A4判の横です。これには、議案番号第3758号から第3762号までの5件の付議案件が記載されております。

そして、二つ目がA4判の縦になっておりますが、第3763号議案の福岡県都市計画基本方針及び運用方針の改定についてでございます。

3点目が、第3763号議案に関連しますところの参考資料で、右肩に参考資料と書いてあります。これについては、A4判のものとA3判のカラー刷りのものと分厚い冊子のものがセットであります。

それから4点目が、第224回福岡県都市計画審議会委員用図面となっております。これはA3判の横です。

なお、以上4点につきましては、事前に委員の皆様方には送付をさせていただいております。そのほかの当審議会の参考資料といたしまして、審議会委員名簿、審議会条例、それと受付で配付をさせていただきましたが、本日の配席図を用意しております。

以上、次第を含めまして、全部で8点ございます。どうぞ御確認をお願いいたします。配付漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長到着まで、まことに恐れ入りますが、今しばらくお待ちください。

(武居会長) 申しわけありません。お待たせしまして申しわけありませんでした。

(山崎補佐) 武居会長、資料等の確認は、ただ今、終わりました。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。武居会長、よろしく願いいたします。

(武居会長) 遅くなりまして申しわけありませんでした。それでは、定足数に達しておりま

すので、第224回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員に交代がありましたので御紹介いたします。関係行政機関の職員である2号委員として、福岡県警察本部長の吉田尚正様に御就任いただきました。代理の方がおいでになっています。一言御挨拶をいただけますか。

(吉田委員) 吉田の方が所用で出られませんので、私、交通規制課の碓と申します。よろしくお願いたします。

(武居会長) よろしくお願いたします。ありがとうございました。

発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されて、マイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

なお、本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開いたしております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。また、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合は、即刻、御退室いただきますので、御協力をお願いいたします。

さて、本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の6議案です。

まず、第3758号議案「大牟田都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

では、県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

(赤星課長) それでは、第3758号議案について御説明をさせていただきます。議案の説明につきましては、お手元の議案集及び図面、また、前面のスクリーンで御説明をさせていただきます。この議案は、大牟田都市計画道路の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集1ページから7ページとなっております。また、委員用図面の3758-1から3758-3ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

大牟田市は福岡県の南部に位置しており、人口約12万人の都市であります。市の西部は有明海に面しており、鉄道としましては、九州新幹線が市の東部を縦走しており、JR鹿児島本線と西鉄天神大牟田線が市内を縦走しております。主要な道路としましては、市内中央部を国道208号が、市の西部を有明海沿岸道路が縦走しております。

今回、変更を行いますのは、1・4・1号大牟田大川線でございます。本路線は、大牟田市新港町を起点とし、みやま市高田町徳島字外縫を終点とする延長約1万2,420メートル、代表幅員21メートル、4車線の自動車専用道路で、有明海沿岸道路として供用中の路線でございます。

ここで、有明海沿岸道路の概要について、簡単に御説明させていただきます。有明海沿岸道路は、有明海北部沿岸地域の交流・連携を強化する地域高規格道路として位置付けられている路線であり、今回は、熊本市から大牟田市に至る有明海沿岸道路Ⅱ期区間のうち、大牟田市内の計画区間の都市計画決定手続を行うものでございます。なお、熊本県側でも同時に都市計画決定手続を進めていると聞いております。

こちらは、今回、変更となる箇所の大図です。今回、広域的な道路交通ネットワークを構築し、有明海沿岸地域の活性化及び走行の安全性・快適性の向上を図るため、有明海沿岸道路として熊本県側まで延伸するものです。

それでは、変更内容について御説明します。現在の起点は3・4・24号新港町勝立線との交差点でございますが、有明海沿岸道路が熊本県側に延伸されることによりまして、起点を県境の大牟田市四山町に変更します。延伸部分につきましては、延長550メートル、幅員12メートル、2車線であり、変更後の総延長は約1万2,970メートルとなります。また、四山町地内には入口・出口を1か所ずつ設置する計画としております。

最後に、手続について説明いたします。平成26年9月2日から16日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者1名でしたが、公述申出がなかったため、公聴会は開催しておりません。次に、平成27年1月16日から30日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は5名でしたが、意見の提出はございませんでした。次に、関係市である大牟田市及びみやま市へ意見聴取を行い、意見なしの回答をいただいております。

本日、委員の皆様にご審議いただきまして承認いただけましたら、国土交通大臣との協議を経て、その後に変更の告示を行う予定でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようですので、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございました。

それでは続きまして、第3759号議案「大牟田都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）について」でございます。

県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(赤星課長) それでは、第3759号議案について御説明をさせていただきます。この議案は大牟田都市計画臨港地区の変更についてございまして、福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は8ページから11ページまででございます。また、委員用図面の3759-1から3759-3ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

大牟田市の説明については先ほどいたしました、人口12万人の都市であります。三池港の位置についてでございますが、有明海に面し、福岡県南部に位置しております。

今回、変更を行うところは、三池港臨港地区の一部でございます。本地区は、熊本県との県境に位置しております。

変更する箇所の新旧対照図でございます。今回の見直しは、専用鉄道敷跡が臨港地区の境界をまたいでおり、管理上支障があるため、専用鉄道敷跡の法尻まで臨港地区を広げ、港湾緑地として一体的に管理をするものでございます。この専用鉄道敷跡は、三池港と併せて世界遺産登録案件として国内推薦が決定しており、今回、世界遺産登録のため、港湾法にて保全を行っていくということが国の方針により決まっています。

最後に、手続について説明いたします。平成26年9月2日から16日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は1名でしたが、公述申出がなかったため、公聴会は開催しておりません。次に、平成26年12月5日から19日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者はゼロ名で、意見の提出はございませんでした。次に、関係市である大牟田市へ意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議いただき、承認いただけましたら、変更の告示を行う予定でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようですので、全会一致で御承認を頂いたこととして

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

次に、第3760号議案「田川都市計画道路の変更(福岡県決定)について」でございます。

県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(赤星課長) それでは、第3760号議案について御説明させていただきます。この議案は、田川都市計画道路の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は12ページから15ページとなっております。また、委員用図面の3760-1から3760-4ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

田川市は福岡県中心部に位置しており、人口が約5万人の都市であります。市内の中心部を挟むように、一級河川遠賀川水系の彦山川・中元寺川が南北に流れており、鉄道としましては、JR日田彦山線が縦走し、西方向にはJR後藤寺線、東・北方向に平成筑豊鉄道が走っております。主要な幹線道路といたしましては、国道201号が横断、国道322号が縦走しており、田川直方バイパスが北に縦走し、国道322号バイパスが南部を横断しております。

今回、変更を行いますのは、3・4・2号南大通り線と3・4・11号千代町横島線でございます。この路線につきましては、今後、廃止や変更といった見直しが必要と考えられる見直し候補路線としまして、平成23年6月開催の本審議会にて御報告させていただきました路線でございます。

まず、3・4・2号南大通り線について御説明をいたします。3・4・2号南大通り線は、田川市魚町の田川伊田駅を起点とし、田川市寿町を終点とする延長約1,600メートル、代表幅員20メートル、2車線の幹線街路でございます。都市計画決定以降40年以上経過しました現在、近年の人口減少等の社会情勢の変化によって、当初予測していた交通需要の増加が見込まれなくなっております。また、香春方面や飯塚方面への交通に関しては、現道の国道322号により代替が可能であると考えられることから、国道322号の交差点部から終点までの区間につきまして、今回、廃止するものです。

続きまして、3・4・11号千代町横島線についてでございます。本路線は田川市千代町を起点とし、田川市大字川宮を終点とする延長約1,600メートル、代表幅員20メートル、2車線の幹線街路でございます。本路線につきましても、都市計画決定以降40年以上経過し

ており、当初予測していた交通需要の増加が見込まれなくなっておりまして、起点から国道201号までの交通機能につきましては、3・4・12号松原日吉町線や県道川宮伊田線、市道新生町・錦町線などの周辺の道路網によって代替できるものと考えられることから、今回、廃止をするものです。

最後に、手続について説明をさせていただきます。平成26年9月19日から10月3日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は1名、公述申出がなかったため、公聴会は開催しておりません。次に、平成26年11月28日から12月12日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は1名、意見の提出はございませんでした。次に、関係市町村である田川市へ意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議いただき、承認していただければ、変更の告示を行う予定でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようですので、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございます。

続きまして、第3761号議案「飯塚都市計画下水道の変更（福岡県決定）について」でございます。

県下水道課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(阿部課長) それでは、第3761号議案について御説明をいたします。この議案は、飯塚都市計画下水道明星寺川流域下水道の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は、16ページから19ページまででございます。また、委員用の図面3761-1から3761-2にかけて、総括図及び計画図を掲載しております。

スクリーンを御覧ください。

本議案の対象箇所である飯塚市は、筑豊生活圏の中心都市であり、人口が約13万人の都市でございます。市の中央には、ピンクで着色しております国道200号が縦走しております。今回対象の明星寺川流域下水道は、その西側に位置しております。

飯塚市は、平成15年7月19日の集中豪雨により、この明星寺川流域において、床上浸水

484戸、床下浸水118戸という浸水被害を受けました。この甚大な被害を被った流域の浸水対策を県として支援するために、明星寺川雨水流域下水道事業として平成17年度に着手し、本年度まで整備を行ってまいりました。雨水流域下水道は、二つ以上の市町村から雨水のみを集めて排除する下水道でございまして、飯塚市と旧穂波町にまたがった対象区域の雨水を排除するため、県が主体となって事業に着手したところでございます。

この着手後に飯塚市と旧穂波町が合併いたしまして、対象区域が1市のみとなったことから、流域下水道の要件を失したものの、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、県で事業を引き続き実施してまいりました。そして、事業の完了に伴い、平成27年3月31日に明星寺川流域下水道を飯塚市に移行することとなり、飯塚都市計画下水道明星寺川流域下水道を廃止するものです。

明星寺川流域下水道事業では、緑で着色しております雨水排除のための環境整備及び赤で着色しております雨水流出抑制のための調整池の整備を行っております。飯塚市におきましては、当該の施設を受け取るための都市計画手続を既に実施しており、平成27年度からは飯塚市が管理を行うこととなります。

同事業により施工した施設について御説明をいたします。雨水排除のための管渠と雨水流出抑制のための調整池の整備を行ってきております。管渠につきましては、延長約2.5キロメートルのボックスカルバートでございまして、断面は幅1.2メートル、高さ1.2メートルから、幅4.5メートル、高さ2.0メートルまでの規模でございまして。また、調整池は、面積が約4.2ヘクタール、調整容量は約8万立米でございまして。

最後に、手続について御説明いたします。平成26年10月10日から10月24日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者はゼロ、公述申出の提出がありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。次に、平成26年11月25日から12月9日までの2週間、案の縦覧を行いました。こちらでも閲覧者はゼロで、意見書の提出はございませんでした。さらに、関係市である飯塚市へ意見聴取を行い、意見なしとの回答を得ております。

本日、御審議を頂いて御承認を頂きましたら、変更の決定の告示を行う予定でございまして。御審議をよろしく願います。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようですので、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいで

しょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございました。

続きまして、第3762号議案「久留米市梅満町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

久留米市建築指導課長から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(本山課長) 久留米市建築指導課の本山でございます。議案集の20ページをお願いいたします。

今回、付議させていただきます議案は、議案第3762号の久留米市梅満町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。今回の案件の法的位置付けとしましては、建築基準法第51条に基づくものでございます。

この建築基準法第51条の概要について、少しだけ御説明申し上げます。火葬場や汚物処理場、ごみ焼却場、そして今回の案件でございます産業廃棄物処理施設、こういったものは、都市の機能上、なくてはならない施設でございます。しかしながら、周辺地域への影響が大きいということで十分な検討を要するものでございます。したがって、これらの施設の建設場所は、原則、都市計画でその位置を決定したものでなければならないと規定され、ただし書により都市計画審議会の議を経た上で、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでないことと定められております。

今回の処理施設は、産業廃棄物の処理施設であり、廃プラスチック類の破碎施設でございます。当該施設は、既存破碎機の稼働時間の延長により処理能力を廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一定の基準を超えるために、建築基準法第51条ただし書許可が必要な施設に該当いたします。なお、申請者は計画敷地内において現在、法に定める容量の基準以下で操業をされております。今回、処理能力の拡大計画に伴いまして、都市計画審議会に付議させていただきました。

それでは、議案第3762号について御説明をさせていただきます。21ページをお開きください。ページの中に枠で囲んでおります部分を御覧ください。

申請者は、株式会社イワフチ、代表取締役岩渕慶太、敷地の位置は、久留米市梅満町恋町72-2、73-2、そして、敷地面積は1,950平方メートルでございます。そして、今回の対象施設は産業廃棄物破碎処理施設で、破碎の許可対象となっております産業廃棄物は廃プラスチック類の一品目で、単独の最大処理能力は、1日当たり、廃プラスチック類が8ト



ンとなっております。

それから、下段部分に明記しています理由についてですが、今回の計画では、許可対象の廃プラスチック類の破砕処理能力を既存破砕機の稼働時間のみを延長することにより、1日当たり、現在の4トンから8トンへ増加させるものでございます。1日当たり6トンを超えるため、許可が必要となっております。なお、当該施設は産業廃棄物の最終処分量の減量を推進することにより、資源循環型社会の構築に貢献すべく、廃プラスチック類の再資源化をこれまで以上に推進するため、処理能力の向上を図るものとなっております。

次に、委員用図面の3762-1ページを御覧ください。申請地の位置でございます。申請地は黄色の吹き出しで示している部分でございます。JR久留米駅より約1キロメートル南の市街化区域及び工業地域に位置しております。

次に、委員用図面の3762-2ページを御覧ください。附近見取図及び搬出入経路図でございます。申請地は赤線で囲った黄色の部分でございます。右上の赤色のみで囲った部分は、同一の工場敷地ですが、建築基準法第51条許可の対象に該当しない古紙の処理施設がございます。また、搬出入経路を緑色の矢印で示しております。図面の円は、申請地より半径300メートルの範囲を表しております。久留米市では、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例というものがございまして、その中で、一定半径300メートルのエリア内の住民に対して説明をするようになっております。それで半径300メートルということでございます。

写真の方は、各方向から撮影した状況のものでございます。これらの写真からも確認できますように、搬出入に使用している道路は、道路幅が広く、アクセス上支障がないものと考えております。

続きまして、3762-3ページを御覧ください。配置図でございます。図面左、赤色で囲んでいる敷地内の「B ペットボトル再商品化工場」と示されている部分に、今回の破砕施設が設置されております。また、図面右の敷地には「A 古紙工場」がありますが、先ほど申しましたように、今回の許可等に該当しない施設でございます。

続きまして、3762-4ページを御覧ください。工場内の配置詳細図でございます。この配置詳細図は破砕前のストックヤードと処理機械設置部分、製品ストックヤードの詳細図でございます。建屋左上の⑧の機械が破砕機でありまして、その周囲を騒音対策のための防音壁で囲ってございます。また、赤色で示しております建屋右下の資材置場は、廃プラスチック類のストックヤード、保管スペースでございます。

続きまして、3762-5ページを御覧ください。処理工程図でございます。左上から右下へ工程が続きます。まず、左上のボトルホッパーからPET圧縮へ送られ、圧縮されます。そして、③のラベルスリッターから⑦の金属検出機までの工程によってPET以外のラベルや金属等を取り除きます。粉碎機で粉碎し、⑨のインテンシブルウォッシャーによって洗浄を行います。⑩の比重分離水槽、脱水機でさらに不純物を除却、脱水を行いまして、⑪の温風式乾燥機で乾燥させ、⑫の色彩選別機、金属検出機でさらに不純物を除去し、最終的に製品となり、出荷されることとなります。

以上で説明は終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

どうぞ、マイクを。

(原田委員) 原田です。質問ですけれども、この周囲への環境の影響というのは騒音だけと考えるとよろしいでしょうか。

(本山課長) 騒音と、やはり破碎しますから振動も対象となります。騒音規制法と振動規制法が対象となって、そのレベル値を下回っております。

(武居会長) ありがとうございます。

(原田委員) ありがとうございます。それで、さっきの条例による周囲の住民の方たちへの説明会はもうされているということですか。

(本山課長) 条例によりまして、基本的には合意形成を図って協定書を結ぶようなことで進めておりますけれども、今回の案件も協定書を取り交わしております。

(原田委員) 分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは御異議がないようですので、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

それでは、続きまして、諮問事項といたしまして、第3763号議案「福岡県都市計画基本方針及び福岡県都市計画の運用方針の改定について」を上程したいと存じます。

本諮問に際しましては、監事であります福岡県建築都市部技監の宮崎良哉さんから、ま

ずは諮問の経緯等についての説明を兼ねて御挨拶をしたいということでございますので、宮崎さん、よろしくお願いいたします。

(宮崎技監) 建築都市部技監の宮崎でございます。委員の皆様方には、本県の都市計画行政の推進につきまして、日ごろから格別の御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

本日は、福岡県都市計画基本方針及び福岡県都市計画の運用方針の改定について、当審議会へ諮問をいたしたいと考えてございます。ここで諮問の背景について、簡単に説明をいたします。

昨年7月の第222回福岡県都市計画審議会におきまして、福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の設置について御承認を頂いたところでございます。昨年の12月に第1回目の専門委員会を開催し、今後の社会情勢に対応した都市機能の集積や居住環境の向上など、コンパクトなまちづくりを進めるための都市計画区域マスタープランの在り方等について検討を進めているところでございます。そこで、密接なかかわりを持ちます福岡県都市計画基本方針及び福岡県都市計画の運用方針の改定につきましても、都市計画審議会の御意見を伺いながら改定をする必要があると考えてございます。本日、諮問させていただくものでございます。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(武居会長) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、諮問の内容につきまして、都市計画課長から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(赤星課長) それでは、第3763号議案について御説明させていただきます。資料は、左上に第3763号議案ということでクリップ留めでお配りしている資料の一式を御覧ください。確認しますと、一枚目は第3763号議案と左上に書いてある一枚の紙でございます。次に、右上に参考資料と書いてございます改定の流れと構成案についてというのがございます。その後、A3で2枚折り込んである福岡県都市計画基本方針（改定原案）概要というものがございます。その下に福岡県都市計画基本方針の改定原案というA4の冊子、この四つを使いまして説明をさせていただきます。説明箇所については、前のスクリーンの方に映し出しておりますので、御参照ください。

では、諮問事項を読ませていただきます。

第3763号議案、26都第3135号、福岡県都市計画審議会殿。都市計画法第77条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

福岡県都市計画基本方針及び福岡県都市計画の運用方針の改定について。平成27年2月27日。福岡県知事 小川洋。

理由でございます。

1、福岡県では、県内55の都市計画区域において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを策定しています。これから本格的な超高齢社会、人口減少社会の到来を間近に控え、都市機能の集積や居住環境の向上などコンパクトなまちづくりを進めるため、この都市計画区域マスタープランの改定が必要となっております。

また、県では、この区域マスタープランの上位計画として、平成15年に福岡県都市計画基本方針を策定しており、区域マスタープランの改定に先立ち、県全域を対象とした都市計画の基本的な考え方を示す福岡県都市計画基本方針の改定も必要と考えています。

これに併せて、都市計画行政の実務上ガイドラインとなる福岡県都市計画の運用方針の改定も必要と考えています。

以上により、福岡県都市計画基本方針及び都市計画の運用方針の改定について、本審議会の意見を得るべく諮問をするものです。

では、一枚めくっていただきまして、参考資料と右上に書いてございます改定の流れと構成案について御説明をいたします。1の改定の流れについては、最後に御説明させていただきます。

下段にあります福岡県都市計画基本方針と運用方針の構成案について御説明をいたします。1の都市計画基本方針については、まず、都市計画の現状・課題を把握し、目指すべき方向性について整理をしております。それを受け、おおむね20年後の都市の姿を見据えた上で、基本的な考え方を示すものとしております。

次に、基本的な考え方にのっとり、土地利用、都市施設、市街地整備などの都市計画を進めていく上で必要な要素ごとに都市づくりの方針を示し、最後に当該方針の実現に向けた施策の展開について述べる構成としております。

2の都市計画の運用方針につきましては、県及び市町村の実務担当者向けに作成しております。都市計画の役割を明示した上で、都市計画が網羅している内容を示し、都市計画区域、区域区分制度及び土地利用制度等の実務的内容について構成しております。

一枚めくっていただきまして、第222回都市計画審議会において御承認いただき設置しました福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の委員名簿を御覧ください。

都市計画基本方針は非法定計画ですけれども、法定計画であります区域マスタープランの上位計画であることから、この検討に先立ち、基本方針等の改定に向けた検討を進めてまいりました。都市計画基本方針及び運用方針の改定につきましては、人口減少下での都市づくりの在り方や集約型都市構造形成における公共交通をどのように捉えるかなど幅広く検討することが求められることから、当該専門委員会において御意見を頂きたいと考えております。なお、委員長は坂井猛様、副委員長は出口敦様にお引き受けいただいているものでございます。

では、都市計画基本方針の内容について御説明させていただければと思います。A3の2枚で御説明をいたします。

まず、左上の改定の背景でございます。現行の都市計画基本方針は、平成15年に策定したものでございます。本県ではこれまで、この基本方針に基づき、コンパクトな都市づくりに取り組んできたところでございますが、策定から10年が経過し、人口減少の顕在化など都市を取り巻く環境が大きく変化しております。また、下段にあります総合計画や各種計画等についても改定が行われておりますので、これらとの調整を図った上で、今回、見直しを実施するものでございます。

右側を御覧ください。都市計画の現状・課題と目指すべき方向性を整理しております。今回の見直しにおける新たな観点については青字で記載しており、その観点について御説明をさせていただきます。

まず、都市計画の現状・課題において、上から二つ目にあります人口減少への対応でございます。その目指すべき方向性としまして、右の方にあります土地利用の適正な誘導、個々の都市特性に応じた集約型の都市づくり、拠点や公共交通軸沿線への都市機能の集約を図っていくということを記載しております。

次に、左枠の上から五つ目、個性を生かした都市づくりへの対応です。目指すべき方向性としまして、景観や世界遺産を目指した取組みなど、自然環境や歴史、文化などの個性を生かした都市づくりが重要であるということを記載しております。

また、下から三つ目の公共交通施策への対応でございます。公共交通の沿線における人口減少などにより、公共交通の衰退を懸念して記載しております。目指すべき方向性としましては、あらゆる世代が多様な交通手段で多様な都市的サービスを楽しむ豊かな都市づくりが重要であると考えております。

また、一番下の防災性の向上への対応ということで、目指すべき方向性としまして、安

全・安心な都市づくりへの取組みについてでございます。目指すべき方向性としましては、防災・減災に対応した土地利用誘導や市街地整備など防災都市づくりの推進が必要であるということに記載しております。

一枚めくっていただきまして、これからの都市計画の基本的な考え方を整理しております。都市づくりの目標としまして、「拠点と公共交通軸が紡ぎだす、豊かで暮らしやすい都市を目指して」としております。基本理念では、防災都市づくりの観点を取り入れ、新たに「安全・安心」について記載しております。

これらの基本的な考え方を踏まえ、まず、集約型の都市づくりの方針としまして、五つを整理しております。黒四角で示してございます。これらの整理の中で、方針及びその内容について新しい観点を青文字としておりますので、これについて御説明いたします。

一つ目が、「集約型の都市づくりの方針」と挙げているところです。

二つ目の観点としましては、「集約型の都市づくりの方針」の中の2番目の丸、「生活の質を高める公共交通軸の設定」でありまして、多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市の持続可能性を高めるための公共交通軸の設定について記載しております。

また、3番目の丸の「拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応」ということで、拠点・公共交通軸沿線以外で低密度化していく市街地におきまして、自然的環境への回帰や居住環境の再構築など多面的な活用を推進することについて記載しております。

次に、5番目の丸の「都市情報一元化による戦略的な施策展開」でありまして、各地域で分野横断的な施策を展開できるよう、人口、医療、福祉、商業、交通等に関する地理空間情報等を活用した都市構造の可視化の推進について記載しております。

次に、下から2番目の四角の方針ですけれども、「安全で個性ある都市づくりに関する方針」を掲げております。ここで、地域の自然環境や歴史・文化を生かした景観整備、防災都市づくりなどを記載しております。

その都市計画の基本的考え方、都市づくりの方針を踏まえた拠点と公共交通軸による集約型都市づくりのイメージを、中央上部に図示しております。説明をいたしますと、便利で魅力ある拠点の形成に加えて生活の質を高めるため、公共交通軸の設定を行い、拠点と軸による集約型の都市づくりを目指していこうということを表しております。これからの人口減少社会においては、拠点や公共交通軸沿線以外での市街地の低密度化への対応が求められるものと考えております。

イメージ図下の一つ目の三角のところですが、都市計画において公共交通軸を明示する

効果としまして、集約型の都市構造を描きやすくなる、軸沿線で行われる各種施策の根拠となる、民間投資を誘導しやすくなるといったことを挙げております。さらに、その下の三角では、居住集約の取組みのイメージとしまして、公共交通軸沿線において都市機能の集約を促進するなど、居住地としての魅力を高めることにより、時間をかけながら集約していくことを記載しております。

次に、一番右側の欄になりますけれども、基本方針の実現に向けた施策の展開についてでございます。都市計画施策の展開、それから分野横断的な施策の展開という二つの視点から、今後の取組みについて記載しております。

では最後に、改定までの流れについて御説明をいたします。右上に参考資料と書いてあるA4の2枚つづりの資料に戻っていただきまして、ここの1番、改定の流れの内容を御説明いたします。

第1に、都市計画区域マスタープランの改定に先立ち、その上位計画である都市計画基本方針の改定について、福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会において、都市計画基本方針についての調査・検討を頂こうと考えております。その上で、次回以降の当都市計画審議会にて答申を頂ければと思っております。答申の後、都市計画基本方針につきましては、平成17年施行の福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条に基づきまして議決が必要となっておりますので、福岡県議会に提案していく予定としております。

第2に、福岡県都市計画の運用方針につきましても、当専門委員会において御検討いただきまして、都市計画基本方針が議決されました後、当都市計画審議会の答申を頂く予定としております。

第3に、都市計画区域マスタープランにつきましては、第222回都市計画審議会にて御説明しましたように、当専門委員会において御検討いただき、公聴会、国との協議、縦覧等の必要な法定手続を経て、当都市計画審議会に付議いたしました後、都市計画決定として告示する運びを予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。150ページに上る大変膨大なものを簡潔に要領よく説明いただきましたが、何分、量が多いものですから、各委員から御質問や御意見があれば、是非、出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

(原田委員) 原田から質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、マスタープラン等の専門委員会の先生方のメンバーを見たら、法律関係の方はおられないのでしょうか。例えば、大学で法律を御専門にされている方とか、これからの都市計画はやはり法律関係。もう1点の質問で、例えば、今、空き家法について施行されたとか、きのうもニュースで出ていましたけれども、特に人口減少と絡んでやる場合には、結構、法的な問題というのがあるのではないかなと思います。もちろん、創造的な、クリエイティブな問題でいけば、こういった建築関係や都市デザインとかをしていらっしゃる方というのは、当然、メインだと思うんですけれども、やはり法律の方からの視点も必要だったんじゃないかなと、ちょっとそういう印象を持ちました。それが1点目。

それと、膨大なので一々お聞きするときりがありませんけれども、人口減少に絡んで空き家について、こっちのマスタープランの方に書かれていたので、それに絡んでですけれども、私、消防庁の相談とかしていますと、空き家絡みというのがすごく悩ましい問題で、法的にも悩ましい問題であるわけです。福岡では空き家率というのはどのぐらいあるのかということ、それから、各地で条例等があるんですけれども、福岡ではそういった条例がどの程度あるのか。そういったことについて御質問させていただきたいと思います。

(武居会長) 御質問の趣旨、分られましたかね。一つは法律関係に詳しい委員がいたほうがいいのではないかと、それについてどう考えるかということが第1点で、第2点は人口減少、空き家の問題があって、どのぐらい空き家が福岡県にあるだろうかということと、それに対応する条例等があるかどうかということの御質問でありました。どうぞ。

(赤星課長) ありがとうございます。1点目の法律関係がないのかということですが、今回の区域マスタープランの専門委員会におきましては、都市計画の関係の先生方を中心をお願いしております。それから、そういった法律の運用面に関することについては、九州農政局、九州地方整備局の行政の方に入っただいてチェックを頂こうと思っております。都市計画法の法律に基づく区域マスタープランの策定ということで、新しい法律とかいうところまでは踏み込めないんですけれども、そういった中で検討していきたいと思っております。

それから2点目の空き家でございます。福岡県内の空き家の状況でございますが、平成20年で約14%という数字がございます。これは平成10年の約10%から増えております。また、今後も人口減少に伴い増えていくと考えられますので、こういったことを都市構造の



観点からどういうふうに解決していくかというのも、この中で議論をして整理していければと思っております。

(原田委員) すみません、条例は。

(武居会長) 条例の数はいかがですか。

(赤星課長) ごめんなさい。県の空き家条例というのは、今のところございません。県内市町村の状況につきましては、別途、調べまして、御報告をさせていただければと思います。

(武居会長) ありがとうございます。今のお答えでよろしいでしょうか。

(原田委員) はい。平均よりもちょっと多いんじゃないかなという印象を受けました。

(武居会長) そのほかに何か御質問等はないでしょうか。

大部ですから今すぐにとというのもなかなか難しいかもしれませんが、もし御意見があれば、今日で終わりではなくて、担当部局の方にいろいろ御意見だとか御質問とか出してください結構かと思えますけれども、今、ここで何か聞いておきたいとか確認しておきたいというようなことがあれば。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、どなたからも御発言がないようですので進めさせていただきます。

それでは、先ほどの説明によりますと、この基本方針と運用方針の改定につきましては、次回以降の都市計画審議会で県知事に答申する方向で引き続き検討を進めるということだったと思います。それにつきましては、福岡県都市計画審議会マスタープラン検討専門委員会が中心となって作業をするということになっておりますけれども、こういう形で進めていただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、委員の皆様方には引き続き大変な作業だと思いますけれども、よろしく御検討のほどお願いいたします。

それでは、本日の審議は以上ですけれども、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、2番の藤井委員と6番の平井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、次回審議会につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回におきましても、是非、御出席くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は長時間にわたる審議に御協力を頂

きましてありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前 11時29分 閉会

以上のとおり、第224回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員